

○伊予市高齢者共同住居条例

平成17年4月1日条例第91号

改正

平成17年9月29日条例第213号

伊予市高齢者共同住居条例

(設置)

第1条 市は、高齢者の心身機能の低下を補うため、共同生活をするることにより、生活の質を高め、保健・福祉の増進を図ることを目的として、伊予市高齢者共同住居（以下「共同住居」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 共同住居の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊予市高齢者共同住居

位置 伊予市中山町中山丑557番地1

(管理)

第3条 共同住居の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、別に定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(業務)

第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 生活支援員の派遣業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(入居対象者)

第4条 共同住居の入居対象者は、次に該当する者を対象とする。

- (1) おおむね60歳以上の者で、身の回りのことが自分でできる者
- (2) 共同生活に適応できる者
- (3) 生活費に充てることができる収入等があり、所定の入居費用が負担できる者

2 その他市長が適当であると認めた者

(入居の許可)

第5条 共同住居に入居しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならな

い。

(入居費用の徴収)

第6条 市長は、共同住居に入居する者から別表第1に定めるところにより入居費用を徴収する。

2 市長は、物価の変動等に伴い入居費用を変更する必要があるときは、入居費用を変更するものとする。

3 市長は、入居者から入居可能日から当該入居者が退去した日の前日までの間、入居費用を徴収する。

4 入居者は、入居費用を毎月市長の指定する期限までに納入しなければならない。

5 入居期間が1か月に満たないときは、日割り計算(1円未満切捨て)とする。

(入居費用の減額又は徴収猶予)

第7条 市長は、共同住居入居者の居住の安定を図るため、次の各号のいずれかに該当する特別の事情があると認める場合においては、別表第2に定めるところにより、入居費用の減額又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者の収入が低額であるとき。

(2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 前2号に規定する事由のほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

2 前項の規定により、入居費用の減額又は徴収の猶予を受けようとする者は、入居申請時に次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(1) 年間収入が確認できるもの

(2) 減額又は徴収の猶予を受けようとする事由を記載した書面

(原状回復)

第8条 共同住居の入居者は、故意又は過失により、建物又は備品若しくはその他の物件を損傷又は滅失したときは、市長の指示により、原状に回復しなければならない。ただし、入居者の責めに帰することができない事由によるときは、この限りではない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、共同住居の管理運営に必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中山町高齢者共同住居設置及び管理に関する条例（平成11年中山町条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月29日条例第213号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

入居費用の額

(単位：円)

月額	20,000
----	--------

別表第2（第7条関係）

入居費用の特別減額基準

(単位：円)

	収入による階層区分	徴収月額
1	0～460,000	0
2	460,001～480,000	2,000
3	480,001～500,000	3,000
4	500,001～520,000	5,000
5	520,001～540,000	7,000
6	540,001～560,000	8,000
7	560,001～580,000	10,000
8	580,001～600,000	12,000
9	600,001～640,000	15,000
10	640,001～680,000	18,000
11	680,001～	20,000

伊予市高齢者共同住居管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊予市高齢者共同住居条例（平成17年伊予市条例第91号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 伊予市高齢者共同住居の入居定員は、8人とする。

(入居の申込み及び決定)

第3条 入居を希望する者は、入居申込書（様式第1号）に、住民票、収入申告書（様式第4号）及びその他市長が必要と認める書類を添え、提出しなければならない。

2 保証人は、市税を完納し2人以上の保証人になっていない者でなければならない。

3 市長は、第1項の入居申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、入居申込者に対し入居許可書（様式第2号）により通知するものとする。

4 入居申込者が入居定員を超える場合は、抽選で決定するものとする。

5 第3項の規定に基づき、入居の許可通知を受けた者は、入居契約書（様式第3号）により、入居の手続を行わなくてはならない。

(契約の解約)

第4条 市長は、入居者が次に該当すると認めたときは、入居契約を解約することができる。

(1) 条例第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 入居申込書に虚偽の記載が認められたとき。

(3) 入居費用を支払わないとき。

(4) 市長の許可を得ないで、建物・附帯設備の造作及び模様替えを行い、かつ、原状復帰しないとき。

(居室の管理等)

第5条 居室の清掃及び日常的な維持管理は、入居者自身が行うものとする。

(食事)

第6条 食事は、原則として入居者による共同調理とする。

(入浴)

第7条 入浴時間及び入浴方法については、市長が別に定める。

(緊急対応)

第8条 市長は、入居者が身体等に異常を来したとき又は火災等の緊急事態が発生したときは、直ちに入居者の救護を行わなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中山町高齢者共同住居管理運営規則（平成12年中山町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

伊予市高齢者共同住居入居申込書

伊予市長 様

年 月 日

申請者住所

申請者氏名 ㊦

伊予市高齢者共同住居に入居したいので、下記のとおり申し込みします。

記

氏 名	男・女 年 月 日生 歳
住 所	
申 込 理 由	
保 証 人 (予 定)	住所 氏名 続柄 連絡先 自宅 勤務先
健 康 状 況	既往歴 主治医 現在の状況
生 活 歴	
備 考	

(添付書類)・住民票

・収入申告書

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

様

伊予市長

印

入 居 許 可 書

伊予市高齢者共同住居入居について、下記のとおり許可します。

記

所在地	愛媛県伊予市中山町中山丑557番地1
名称	伊予市高齢者共同住居
入居者	
入居費用	
入居可能日	年 月 日 (曜日)
備考	

様式第3号 (第3条関係)

伊予市高齢者共同住居入居契約書

伊予市長（以下「甲」という。）と入居者（以下「乙」という。）は、伊予市高齢者共同住居入居について、次のとおり契約する。

第1条 甲及び乙双方は、誠意をもって、この契約を履行するものとする。

第2条 甲は、住居機能を提供し、乙の自主性を尊重しなければならない。

第3条 乙は、入居期間において、伊予市高齢者共同住居条例及び伊予市高齢者共同住居管理規則を遵守しなければならない。

第4条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書3通を作り、当事者が記名押印して、それぞれ1通保有する。

年 月 日

（甲）住所 愛媛県伊予市米湊820番地

氏名 伊予市長

（乙）住所

氏名

保証人住所

氏名

様式第4号（第3条関係）

収 入 申 告 書

年 月 日

伊予市長 様

氏名 ㊦
 (年 月 日生)

私の 年中の収入について下記のとおり申告します。

記

名 称	伊予市高齢者共同住居	
	種 類	金 額 (年額)
収 入 ①	恩給・年金収入 () 年金 財産収入 利子配当収入 その他収入	円
	計	
必 要 経 費 ②	租税 医療費 社会保険料 その他必要経費	円
	計	
	差 引 額 (①-②)	円

